

保護者様

四日市市教育委員会

学校感染症による「出席停止」解除における手続き変更についてのおねがい

平素は、学校教育活動にご協力いただきありがとうございます。

学校では、別紙のような感染症にかかった場合、校内での感染症の流行を予防するため、またお子さんの休養の時間を確保するため、学校保健安全法にもとづき、出席停止の措置をとっています。

出席停止の解除について、四日市市内の小・中学校では、これまで医療機関による用紙「出席停止にかかる証明書」を学校へ提出いただくことで、出席停止の解除とする手続きをしておりました。

このたび、感染症流行時の再受診にかかる保護者負担等を考慮して、10月1日より、手続きを次のとおり変更し、医療機関による証明書の提出を不要とします。ご理解ご協力をお願いいたします。

今後、治癒証明の用紙は不要とします。ただし、学校内での感染拡大防止に万全を期すために、お子さんが対象となる感染症にかかったと思われる場合は、従来通り、必ず医師の診断を受け、学校へ連絡をして下さい（連絡のない場合は、学校長による出席停止の判断ができません）。また、受診の際は、主治医の先生に、治癒の目安や登校時期等の指示をいただいでください。

【出席停止から解除までの流れ】

Table with 2 columns: 変更前 (Before Change) and 変更後(10月1日以降) (After Change (from Oct 1)). It details the process from diagnosis to return to school, including steps like receiving a doctor's diagnosis, receiving instructions, and returning to school.